新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

記

１　基本的感染対策の徹底

* 「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」「人と人との距離の確保」をはじめとした基本的感染対策を徹底してください。なお、暑さで息苦しいと感じた時などは、口を閉じたままマスクを外したり、一時的に片耳だけにかけて呼吸するなどの対応をお願いします。各教室入口にアルコ－ル手指消毒液を設置していますので、これまでと同様に入室の際には手指消毒をするよう、指導いたします。

２　毎朝の検温入力・健康観察の徹底等

* 朝、登校前に必ず検温し、検温結果をGoogleフォームにより記録してください。本人及び同居の家族に軽い風邪症状（倦怠感、咽頭痛等）がある場合は、発熱等がなくても登校を控えてください。
* 登校時に軽い風邪症状（倦怠感、咽頭痛等）がある場合は、発熱等がなくても帰宅させる場合があります。

３　昼食について

* 食事前の手洗いを徹底させ、昼食時には自席で前を向いて黙って食事を摂り、食事後に会話をする際は必ずマスクを着用するよう指導いたします。

４　マスクについて

* 様々な種類のマスクがありますが、不織布マスクが最も飛沫防止・感染防止の効果が高いと言われています。できるだけ不織布マスクを着用するよう御協力ください。また、不織布マスク着用が難しい場合は、ウレタンマスクや布マスクの着用を引き続きよろしくお願いいたします。

５　出欠の取扱いについて

* 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安

1. 児童生徒等の感染が判明した場合
2. 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
3. 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合
4. 児童生徒等の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合（「地域の感染レベル」が2又は3の場合のみ適用）

* 「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする目安
  1. 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
  2. 新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合
     + 感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者、医療従事者がいるなどの事情があって、休む以外に手段がない場合などとする。